

特殊車両(特車)通行許可について

近年の車両や運搬される貨物等の大型化は、流通の活性化にとって大変重要である一方、道路や交通に与える影響はとて大きくなっています。

規定を超えた大きさや重さのトレーラーやクレーン車を通行させる場合は、以下の特殊車両許可制度をご理解いただき、必要な許可を受けたくて運行を行ってください。

道路法に基づく車両の制限

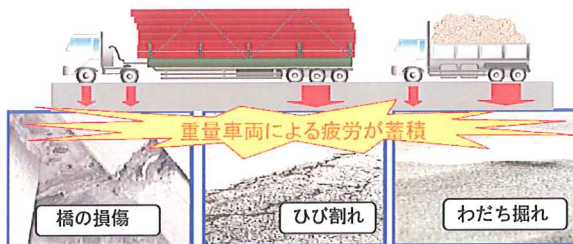
道路は一定の構造基準によりつくられています。そのため、道路法では、道路を破損から守り、交通事故等の危険を防ぐため、道路を通行できる車両の大きさや重さを次のとおり制限しています。

この制限のいずれかを超えた車両が道路を通行する場合は、特殊車両許可を受ける必要があります。

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5 m
長さ	12 m
高さ	3.8 m(高さ指定道路については、4.1 m)
重さ(総重量)	20 t(重さ指定道路については、車両の長さ等に応じて最大25 t)
軸重	10 t
隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8 m未満については、18 tまで (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3 m以上、かつ隣り合う車軸の軸重が いづれも9.5 t以下のときは19 t) 隣り合う車軸の軸距1.8 m以上については、20 tまで
輪加重	5 t
最小回転半径	12 m

違反車両が道路や交通に及ぼす影響

違反車両が道路の構造や交通に影響を及ぼす影響は大きく、特に、規定を超えた積載車両(過積載車両)は、橋や道路に非常に大きな影響を与えます。また、重大事故の危険性も高くなります。



道路は国民の大切な財産です

違反者への罰則

許可なく、または許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。

オンライン申請(推奨)

事務所や自宅などで、インターネットを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や、オンラインでの申請ができます。窓口に出向かなくても申請や許可証の交付ができるほか、様々な利点があります。

詳細は、<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> (もしくは、「特車」で検索)

許可証の携帯

通行が許可されたときには、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。通行の許可を受けて通行するときには、許可証を携帯し、通行条件を遵守しなければなりません。特殊車両取締等において、許可証の提示を求められた際は提示できるように、運行前に許可書の経路及び車種等をご確認ください。

お問い合わせ先

〒880-8523
宮崎県宮崎市大工2丁目39番地
国土交通省 宮崎河川国道事務所 道路管理第一課 特車担当
TEL 0985-24-8221(代表) FAX 0985-31-9363

〒882-0803
宮崎県延岡市大貫町1丁目2889番地
国土交通省 延岡河川国道事務所 道路管理課 特車担当
TEL 0982-31-1155(代表) FAX 0982-34-4884

*出発地から目的地まで1つの道路管理者の道路のみを通行するときは、その管理者の窓口で申請できます。
国土交通省が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道などのように申請経路が2つ以上の道路管理者にまたがるときには、どちらか1つの管理者の窓口で申請することができます。(指定市以外の市町村は除く。)